

山と溪谷カードセゾン特約

第1条(カード名称)

株式会社クレディセゾン(以下「当社」という)が株式会社山と溪谷社(以下「山と溪谷社」という)と提携して発行するクレジットカードは、次の名称といたします。

- ①山と溪谷カードセゾン
- ②skierカードセゾン
- ③Outdoorカードセゾン
- ④snowboardカードセゾン

第2条(カードの会員)

お客様が、本特約とセゾンカード規約を承認し、山と溪谷社を通じて当社に第1条のカードの中から選択したカード(以下「本カード」という)ご利用のお申込みをされ、当社が本カードのご利用を承諾した方(以下「会員」という)に、本カードを発行いたします。契約は、当社が承諾した日に成立するものとします。

第3条(カード規約)

本カードについては、セゾンカード規約に加え本特約が適用されます。両規定が重複する場合は、本特約を優先いたします。

第4条(本規約の変更等の準用)

セゾンカード規約第19条(本規約の変更等)の規定は、本特約の変更について準用します。この場合において、セゾンカード規約第19条(本規約の変更等)中「本規約」とあるのは、「本特約」と読み替えるものとします。